

四 事業費の額について当該都道府県又は市町村が負担する金額
国が施行する事業で第二号に規定する組合又は港務局が費用の一部を負担するものについては、査定事業費の額に対する同号に規定する分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額

五 市町村（市町村の組合を含む。）が施行する事業で国及び都道府県がそれぞれ費用の一部を負担するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について当該都道府県が負担する金額（市町村にあつては査定事業費の額から国及び都道府県が負担する額を控除した金額（市町村の組合を組織する市町村にあつては当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による当該市町村の分担額からその分担額に対応する国及び都道府県の負担額を控除した金額）

六 市町村（市町村の組合を含む。）又は社会福祉法人その他の地方公共団体以外の者が施行する事業（児童厚生施設等に係る事業を除く。）で都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。以下この号及び第九条第四項において同じ。）が費用の一部を負担し、又は補助し、国が当該都道府県の負担し、又は補助する金額から国が負担し、又は補助するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について都道府県が負担し、又は補助する金額から都道府県に対して負担し、又は補助する金額を控除した金額、市町村にあつては査定事業費の額から都道府県が負担し、又は補助する額を控除した金額（市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による市町村の分担額から当該市町村の分担額に対応する都道府県の負担額又は補助額を控除した金額）

七 都道府県又は市町村が施行する事業でその事業費につき国が費用を負担しないもの（児童厚生施設等に係る事業を除く。）について

は、査定事業費の額

法第三条第一項第五号から第十号まで及び第十一号の二に掲げる災害復旧事業に係る前項の査定事業費には、一の施設についてその復旧の事業費につき国が費用を負担しないもの（児童厚生施設等に係る事業を除く。）について

要する費用の額が六十万円（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したもの）を除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼稚園（同条第一項第一号において「幼保連携型認定こども園等」といいう。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十二項に規定する感染症指定医療機関（同条第十六項に規定する結核指定医療機関を除く。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十二条第一項第一号において「特定私立幼稚園」という。）について（三十万円）未満のものは、算入しないものとする。

4 ける公共土木施設の災害復旧事業については、これらの事業を一の事業とみなして第一項の規定を適用するものとし、当該一の事業としての事業別財政援助額の前条第一項第一号又は第三号に該当する事業に係る査定事業費の額及び同項第二号又は第四号に該当する事業に係る特定地方公共団体の分担額の総額に対する割合(同項第二号又は第四号に該当する事業にあっては、その割合に当該組合の規約又は港務局の定款で定める特定地方公共団体の分担割合を乗じて得た割合)を前項に規定する事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合とみなして同項の規定を適用するものとする。

5 前条第一項第七号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をその事業に係る交付金の割合とする。

6 第九条 第七条第一項第五号に掲げる事業については、国の負担割合にあつては、市町村の事業別財政援助額及び都道府県の事業別財政援助額を合算した額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合に加算するものとし、特定地方公共団体である都道府県の負担割合にあつては、当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該都道府県の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合から減少するものとする。

7 2 市町村(市町村の組合を含む。)が施行する第七条第一項第六号に掲げる事業については、当該事業を施行する市町村又は当該事業を施行する市町村の組合を組織する市町村が特定地方公共団体である場合においては、当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該市町村の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該事業に係る都道府県の負担割合に加算するものとする。

8 3 前項の規定により都道府県が特定地方公共団体である市町村又はその組織する組合に対しても事業別財政援助額を交付する場合における当該都道府県が負担し、又は補助する金額に対する割合は、国が他の法令の規定により都道府県に交付する負担金又は補助金の額に市町村の事業別財政援助額(当該都道府県が特定地方公共団体である場合には、更に、都道府県の事業別財政援助額を加算した金額)を合算した金額の同項の規定により都道府県が負担し、又は補助する金額に対する割合とする。

9 前項に規定するもののほか、特定地方公共団体である都道府県が費用の一部を負担し、又は

(事業別財政援助額等に係る割合の算定)
第十一条 前一条の規定により算定する事業別財政援助額の査定事業費の額等に対する割合は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

(排土排水事業に係る主務大臣の区分)

第十二条 法第四条第四項の政令で定める区分は、法第三条第一項第十二号に掲げる事業（林業用施設及び漁場に係るもの除く。）、同項第十三号に掲げる事業及び同項第十四号に掲げる事業でその地域が主として市街地である一団の浸水地域に係るものにあっては、国土交通大臣、同項第十二号に掲げる事業（林業用施設及び漁場に係るものに限る。）及び同項第十四号に掲げる事業で国土交通大臣の所掌に属するもの以外のものにあつては、農林水産大臣とする。

(地方公共団体以外の保護施設等の設置者に対する補助)

第十三条 法第三条第一項第五号から第六号の三まで、第九号又は第十一号の二に掲げる事業について、法第四条第五項の規定により、国が当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額（以下この条において「特別交付額」という。）を当該施設の所在する都道府県又は地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四十三条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）に交付する場合は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市及び中核市の区域を除く。）内にある法第三条第一項第五号から第六号の三まで、第九号又は第十一号の二に掲げる事業ごとの施設について、それぞれ次の要件に該当する場合とする。

一 当該区域における生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十条若しくは第十四条の規定により設置された保護施設（以下この号において「保護施設」という。）、児童扶養手当法（昭和二十九年法律第二百四十九号）第十九条第一項第五号から第六号の三まで、第十九号又は第二十一条の二に掲げる事業ごとの施設について、それぞれ次の要件に該当する場合とする。

童福祉法第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設（児童園等、老人園等、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三条号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下この号において「老人ホーム」といいう。）、壳春防止法（昭和三十一年法律第百三十八号）第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から收取を受けた保護施設、児童福祉施設、幼保連携型認定認定ことも園等、老人ホーム、婦人保護施設又は特定私立幼稚園（その復旧に要する費用の額が、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、幼保連携型認定ことも園等及び被災児童福祉施設、被災幼保連携型認定ことも園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園の復旧に要する費用の一施設当たりの平均額が八十万円以上であること）。特別交付額の交付を受けた都道府県又は指定都市若しくは中核市は、地方公共団体以外の者等が設置した被災保護施設、被災児童福祉施設、被災保連携型認定ことも園等、被災老人ホーム、被災婦人保護施設又は被災特定私立幼稚園ごとに都道府県又は指定都市若しくは中核市が負担し、又は補助する額に当該施設に対する特別交付額を加えた額を、当該施設の設置者に交付しなければならない。

2 この章に定めるものほか、法第四条の規定による特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、法第三条第一項各号に掲げる事業に関する主務大臣が定める。

第二章 農林水産業に関する特別の助成（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる地域）

第十四条 法第五条第一項の政令で定める地域は、農地及び農業用施設の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する災害復旧事業をいう。以下この条及び次条から第十九条までにおいて同じ。）並びに農業用施設の災害関連事業（法第五条第一項に規定する災害関連事業をいう。以下この条及び次条から第十八条までにおいて同じ。）に係るものにあつては第一号、林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るものにあつては第二号に掲げる区域とする。

一 その市町村の区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、当該経費につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十九号。以下「暫定措置法」という。）第三条第一項の規定により國が補助する額又は通常國が補助する額を差し引いて得た額（以下この条及び次条から第十七条までにおいて「通常補助控除額」といいう。）の総額が、その市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を二万円に乗じて得た額をこえる市町村の区域

二 その市町村の区域内にある林道について、その年に発生した激甚災害に係る林道の災害復旧事業及び災害関連事業の通常補助控除額の総額が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を百八十八円に乗じて得た額をこえる市町村の区域

前項の区域は、農林水産大臣が告示する。（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる額）

第十五条 法第五条第二項の政令で定める額は農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業

用施設の災害関連事業に係るものにあつては第一号、林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るものにあつては第二号に掲げる額とする。
一 市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に係る通常補助控除額の総額が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を一万円に乘じて得た額をとる場合において、そのこえる部分の額を当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額。
二 市町村ごとに、その区域内にある林道について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に係る通常補助控除額の総額が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を百十円に乘じて得た額をこえる場合において、そのこえる部分の額を奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額。
(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる額の区分)
第十六条 前条各号に掲げる額に相当する部分の額は、次の各号に掲げる事業ごとに、当該各号に掲げる額に区分するものとする。
一 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業
イ 市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設(以下この号において「農地等」といいう。)について、その年に発生した激甚災害に係る通常補助控除額の総額(以下この条において「市町村別通常補助控除額」という。)のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で該激甚災害を受けた者の総数を一万円に乘じて得た額を二万円を乗じて得た額まである部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額。
ロ 市町村ごとに、農地等について、市町村別通常補助控除額のうち当該市町村の区

域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を二万円に乗じて得た額をこえ六万円を乗じて得た額までの部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

八 市町村ごとに、農地等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を六万円に乗じて得た額をこえる部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

イ 市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道（以下この号において「奥地幹線林道等」という。）について、市町村別通常補助控除総額のうち当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を百十円に乗じて得た額をこえ二百円に乗じて得た額までの部分の額を、当該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

ロ 市町村ごとに、奥地幹線林道等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を二百円に乗じて得た額をこえ五百円に乗じて得た額までの部分の額を、当該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

ハ 市町村ごとに、奥地幹線林道等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該のその市町村の区域内における総延長のメートル数を五百円に乗じて得た額をこえ部分の額を、当該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

法第十一條第二項の小型の漁船を建造するために要する経費は、同項に規定する漁業協同組合が組合員所有被害小型漁船の隻数及び合計計画総トン数の範囲内における隻数及び合計計画総トン数の小型の漁船を建造するために要する経費に限るものとする。

第二十三条の二 法第十一條の二第一項の政令で定める地域は、その市町村の区域内にある森林で激甚災害を受けたものに係る被害額が千五百萬円（当該激甚災害が暴風雨によるものである場合には、四千五百万円）以上であり、かつ、当該森林で復旧をするものの面積が九十ヘクタール（当該激甚災害が暴風雨によるものである場合には、四千五百万円）以上である市町村の区域とする。

第二十四条 法第十二条第一項の政令で定める日月をこえない範囲内において、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

第二十五条 法第十二条第一項第一号の政令で定める地域は、激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十一年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市若しくは総合区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）とする。

第二十六条 削除

（事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設）

第二十七条 法第十四条の倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設（以下この条において単に「共同施設」という。）であつて政令で定めるものは、激甚災害による被災区域のうち、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会（以下この条において「事業協同組合等」といふ。）及びこれに続く三箇年以内、被害木等の伐採及び搬出（当該作業を行うために必要な作業路の開設を含む。）あつては激甚災害の発生した会計年度（以下「災害発生年度」という。）及びこれに続く四箇年以内、倒伏した伐採地における造林（当該作業を行うために必要な作業路の開設を含む。）あつては災害発生年度及びこれに続く四箇年以内、倒伏した造林木の引起起こし（当該作業を行うために必要な作業路の開設を含む。）あつては災害発生年度及び翌年度内に施行するものとする。

第五条 法第十一條の二第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 激甚災害を受けた人工林（植栽又は播種によつて育成された森林をいう。）の区域のうち、地形その他の自然的条件及び林道の開設

その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて当該事業を主体として行うことが必要と認められるおおむね五ヘクタール以上の区域について行うものであること。

二 激甚災害を受けた森林の復旧に関する、当該森林に係る公益的機能被害の態様等に応じて農林水産大臣が定める森林施業に関する基

準その他の技術的基準に適合するものであること。

第三章 中小企業に関する特別の助成

（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

（財務大臣と協議して定める日）

（都道府県の事務費）

二次のいづれかに掲げる事業協同組合等の被害共同施設

イ その施設の災害復旧事業に要する経費の総額を利用構成員（協業組合にあつては、組合員）の数で除して得た額が十万円以上 の事業協同組合等の被害共同施設の利用構成員のうち、激甚災害による被災

の財政援助及び助成

の区域内外に事業所を有し、かつ、当該激甚災

害により当該区域内にある事業所又は主要な事業用資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたものの数が利用構成員の総数の百分之三十を超える事業協同組合等の被害共同施設

の区域内外に存する市町村が当該年度中に行なう公立

学校の被災時における復旧を係る復旧事業費の総額

は、該当災害の復旧を行なう市町村の分布状況等を考慮して、文部科学大臣が交付する

（私立社会教育施設の灾害復旧事業に対する補助）

（都道府県の事務費）

に掲げる割合及び災害を受けた建物の面積を乗じて算定するものとする。

4 前項の場合において、当該建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きかつたことその他の理由により、当該算定方法によることが著しく不適当であると認められるときは、文部科学大臣は、財務大臣と協議して当該設備費の額を算定することができる。

（都道府県の事務費）

3 被災私立学校施設の復旧事業費のうち設備費の額は、別表第三上欄に掲げる学校の種類に応じて同表下欄に掲げる児童等一人当たりの基準額に被災時における当該学校の児童等の数（別表第四に定めるところにより、補正を行なうものとする）を乗じて得た額に、当該学校の別表第二上欄に掲げる建物の被害の程度の区分に応じて同表下欄に掲げる区分による被害の程度のとの面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて算定するものとする。

4 第三十四条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（都道府県の事務費）

第三十八条 法第十七条第二項において準用する同法第十六条第三項の規定により国が都道府県に交付する経費は、当該都道府県の区域内に私立の学校を設置する学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者が当該年度中に行なう被災私立学校施設の復旧事業費の総額（当該災害の復旧に係る私立の学校の分布状況等を考慮して、文部科学大臣が交付する。（水防資材に関する補助の特例の対象となる地域）

第三十九条 法第二十二条の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

一 法第二十二条の規定により都道府県に対し補助する場合にあつては、激甚災害に関し当該都道府県が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が百九十万円を超える都道府県の区域

二 法第二十二条の規定により水防法（昭和二十四年法律第九百三十三号）第一条第二項に規定する水防管理団体（以下この号及び次条において「水防管理団体」という。）に対し補助する場合にあつては、激甚災害に関し当該水防管理団体が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が三十五万円を超える水防管理団体の区域

一 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。（水防資材の費用）

第四十条 法第二十二条の政令で定める費用は、激甚災害に關し水防のため使用した資材の取得に要した費用のうち、都道府県にあつては百九十万円を超える部分、水防管理団体にあつては三十五万円を超える部分とする。

2 前項の資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠である。ただし、水防の用途に再使用し、又は他の施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第四条の用途に使用することができるもの及び公共土木施設災害復旧事業費に含まれる費用により災害復旧事業の事業費に含まれる費用に係るものと除外する。
（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の対象となる地域）
第四十一条 法第二十二条第一項の政令で定める地域は、その市町村の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が百戸以上又はその市町村の区域内にある住宅の戸数の一割以上である市町村の区域とする。
2 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。
第四十二条 削除
（公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域）
第四十三条 法第二十四条第一項の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。
一 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税率に相当する額を超える地方公共団体であつて、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のために当該地方公共団体が施行する公共土木施設等に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用か都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上一百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの（以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。）及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。）の施設に係る災害復旧事業で一学校ごとの費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による国への負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。）の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債による協議を受けたならば同意をすることと

なると認められるものを含む。次条第一項及び第四十五条第一項において同じ。)の合計額が限度額(都道府県及び指定都市にあつては八百万円、指定都市以外の市で人口三十万人以上のものにあつては四百万円、人口三十三万人未満十万人以上の市にあつては二百五十五万円、人口十万人未満五万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円とする。以下同じ。)を超える地方公共団体

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

第七条の規定により決定された事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの

ロ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

第三条の規定により国が負担する事業費で、その年に発生した法第五条の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの

ハ 暫定措置法第三条の規定により国が補助する事業費で、その年に発生した法第五条の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るもの

2 (農地等の小災害債の対象となる事業の施行市町村)
額を超える地方公共団体（前二号に該当する地方公共団体を除く。）
前項の地域は、総務大臣が告示する。

2 第四十四条 法第二十四条第二項の政令で定める市町村は、その年に発生した法第五条の規定の適用に係る激甚災害のため当該市町村の区域内で施行される農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業で暫定措置法第三条の規定によりその事業費を国が補助するもの及び同法第二条第六項に規定する災害復旧事業（同条第七項に規定する災害復旧事業とみなされるものを含む。）に相当する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のもの（以下「農林業施設小災害復旧事業」という。）の事業費の合計額が八百万円を超える市町村であつて、当該激甚災害のため市町村が施行する農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため、法第二十四条第二項に規定する額の範囲内で発行について同意又は許可を得た地方債の合計額が限度額を超えるものとする。

2 前項の市町村は、総務大臣が告示する。
(特に被災の著しい地域及びその地域における農地等の小災害債の起債割合等)

2 第四十五条 法第二十四条第二項に規定する特に被害の著しい地域とされる地域は、同項の規定を農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に適用する場合につては、第十四条第一項第一号に掲げる地域とし、法第二十四条第二項の規定を林道に係る農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に適用する場合にあつては、第十四条第一項第二号に掲げる地域とする。

3 2 前項の地域は、総務大臣が告示する。
法第二十四条第二項の政令で定める部分は、第一項の地域において施行される農地、農業用施設又は林道に係るそれぞれの農林業施設小災害復旧事業の事業費のうち五分の三に相当する部分とし、同項の政令で定める率は百分の九十九とす。

の整備に関する法律第章の規定及び附則第二項の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成七年六月一四日政令第一三八号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第三編第三章の改正規定の施行の日（平成七年六月十五日）から施行する。

附 則 （平成一〇年三月三一日政令第一二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 （平成一〇年四月一七日政令第一六一号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月三〇日政令第一三五一号）抄
（施行期日）

附 則 （平成一一年一〇月二九日政令第一四二一号）
（施行期日）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月二九日政令第一三六号）抄
（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年三月二九日政令第一二一号）
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条の規定は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用する。

附 則 （平成一二年三月二九日政令第一三二号）抄
（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇三号）抄
（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二七日政令第三号) 抄
(施行期日)
五五三号抄

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日政令第一四二号) 抄
(施行期日)
三八五号抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一八日政令第二四号) 抄
(施行期日)
四五九号抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月二二日政令第四四号) 抄
(施行期日)
四四号抄

第一条 この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百四十五号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日政令第一四四号) 抄
(施行期日)
三三号抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一四三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、國の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(以下「一部改正法」という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年二月二三日政令第三一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月九日政令第四四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年六月一日から施行する。

ら施行する。ただし、第一条の規定、第二条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一項及び第十三条の改正規定、同条を同令第二十九条とし、同条の次に二条を加える改正規定、同令第十二条の改正規定、同条を同令第二十八条とする改正規定、同令第十一项の改正規定、同条を同令第二十七条とする改正規定、同令第七条を同令第十三条とし、同条を同令第二十六条とする改正規定、同令第九条第一項の改正規定、同条を同令第二十五条とする改正規定、同令第八条を同令第十四条とする改正規定、同令第七条を同令第十三条とする改正規定、同令第六条の改正規定、同条を同令第十条とし、同条の次に二条を加える改正規定、同令第五条第三号の改正規定、同条を同令第九条とし、同令第四条を同令第八条ととする改正規定、同令第三条の表第二十二条第三項の項の次に次のように加える改正規定、同表第二十三条の項の改正規定、同項の次に次のように加え、同条を同令第七条とする改正規定、同令第二条の二を同令第六条とする改正規定、同令第二条第四号の改正規定、同条に一号を加え、同条を同令第五条とする改正規定、同令第一条の二の改正規定、同条を同令第四条とし、同令第一条の次に二条を加える改正規定、第三条及び第四条の規定、第五条中検疫法施行令第二条の三の改正規定、第六条、第八条から第二十条まで及び第二十二条の規定並びに次条から附則第四条までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二
九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月一日政令第一七
五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一九日政令第一
九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二二年四月二三日政令第一
二三号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二十条第二項の規定は、平成二十二年二月二十八日以後に発生した災害について適用する。

附 則 (平成二四年一月二七日政令第一
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。

附 則 (平成二五年二月六日政令第二八
〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三
〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二七年三月二七日政令第一
一〇号)

この政令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日政令第一二九号)

この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年七月一七日政令第二七三号)

この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年七月十九日)から施行する。

附 則 (平成二七年一二月一六日政令第

四二一号)抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一一月二四日政令第

三五三号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

建物の被害の程度の区分	別表第二 体 育 館	公 民 館	図 書 館	公 立 社 会 教 育 施 設 の 種 類	別表第三 (第三十七条関係)		
					町 村 が 設 置 す る も の	都 道 府 縍 が 設 置 す る も の	市 が 設 置 す る も の
全壊又は全焼の場合	文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	建物一坪当たり	一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
十分の九	十分の十	割合	基 準 額	設 备 費 の 基 準 額 に 乘 ず べき	基 準 額	基 準 額	基 準 額

科 む。)	学校の後期課程を含む。 高等学校(中等教育普通科及び商業科)	文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額	視覚障害教育及び聴覚障害等教育を行なう特別支援学校	視覚障害者である児童、児童又は生徒に対する「視覚障害教育」という。を行う特別支援学校	聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)である児童、児童又は生徒に対する「聴覚障害等教育」という。を専ら行う	別表第三 (第三十七条関係)		学校の種類	別表第四 (第三十七条関係)	大学
						中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)			
円	円	円	円	円	円	○円	○円	児童等一人	児童等の数	児童等の数×1.0

人以上	千二百一	百人まで	から千二	六百一人	人まで	から六百	三百一人	まで	百一人か	まで	から百人	五十一人か	下	五十人以下	児童等の数	の方法	別表第四 (第三十七条関係)		学校の種類	別表第三 (第三十七条関係)	学校の前期課程を含む。)	小学校(義務教育学	中学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	大学	
人)	0等の数 ×1.52 0.20	0.0.78 + (児童 人) × 1.0	1,200 人 × 1.0	0.56 0.75	0.160 0.150	600 人 × 1.2	0.90 0.90	300 人 × 1.9	0.9 0.9	100 人 × 1.9	50 人 × 1.9	100 人 × 1.9	50 人 × 1.9	50 人 × 1.9	50 人 × 1.9	50 人 × 1.9	50 人 × 1.9	50 人 × 1.9	50 人 × 1.9	50 人 × 1.9	50 人 × 1.9				

人以上	五百人まで	下	五百人以	人以上	百八十一	で八 十人ま	人から百	百二十	十人ま	から百	六十一人	三十人以	九百人以	一百人から	四百五十人	二百五十五人	一百人から	五百人まで	五百人まで	五百人まで	五百人まで	五百人まで	
人)	1.8 5.2 0.20	5.0 5.0 3.18	5.0 5.0 3.18	0.5 0.7 0.9	1.8 1.8 0.9	0.1 0.1 0.8	0.1 0.1 0.8	0.1 0.1 0.8	0.1 0.1 0.8	0.6 0.6 0.8	0.6 0.6 0.8	0.2 0.2 0.8	0.3 0.3 0.8	0.4 0.4 0.8	0.4 0.4 0.8	0.5 0.5 0.8	0.5 0.5 0.8	0.6 0.6 0.8	0.6 0.6 0.8	0.7 0.7 0.8	0.7 0.7 0.8	0.7 0.7 0.8	0.7 0.7 0.8

人千以上 六百一	百人まで から千人まで 八百人まで	か八百人まで から八百人まで 四百人まで	百人まで から四百人まで 四百人まで
0 等 0 1 人 の . , 数 7 6 × 1 6 0 1, 0 . 3 6 7 0	0 1 0 8 . 4 8 + 0 2 0 (児童 0 0 人等 人) 的 × 数 0	0 1 1 4 5 4 + 0 9 0 (児童 0 0 人等 人) 的 × 数 0	0 1 8 1 8 1 + 0 4 0 (児童 0 0 人等 人) 的 × 数 1